

令和 4 年 1 月 7 日

すいとぴあ江南の運営について

すいとぴあ江南では、愛知県の「警戒領域」での感染防止対策を講じて運営を行っていますが、急速にオミクロン株への置き換わりが進む中、愛知県が要請する感染防止対策が 1 月 8 日から強化されることから、次のとおり、すいとぴあ江南の規制を変更するものです。

【現状の規制】

- ・ レストランは「あいスタ認証制度」に沿った営業をします。
- ・ 多目的ホールについては、従来の定数の半分以下の人数としています。
- ・ 大浴場のサウナ室は以前より休止しています。



【変更後の規制】

- ・ レストランは「あいスタ認証制度」に沿った営業をします。
※同一グループの同一テーブルへの入店案内は 4 人までとします(同居家族等は除く)。
- ・ 多目的ホールについては、従来の定数の半分以下の人数としています。
- ・ 大浴場のサウナ室は以前より休止しています。
- ・ バーベキュー場は、1 区画につき 4 人まで受け付けします。